

○上越教育大学学生懲戒規程の運用に関する指針

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成30年7月25日

この指針は、上越教育大学学生懲戒規程（平成16年規程第75号。以下「懲戒規程」という。）第22条の規定に基づき、懲戒規程の運用に関し必要な事項を定める。

1 第3条関係

- (1) 有期の停学は、原則として1週間、2週間、1月、2月、3月、6月とする。
- (2) 無期の停学は、原則として6月を超える停学が必要と認定される場合に適用する。

2 第4条関係

- (1) 学生表彰の対象外とする措置は、当該懲戒が行われた日の属する年度及びその翌年度とする。
- (2) 証明書及び推薦書等には、学籍簿に記載した懲戒を記載しないものとする。
- (3) 前号に規定する証明書及び推薦書等とは、本学が発行する在籍に関する証明書、学業成績に関する証明書、資格取得に関する証明書及び卒業・修了に関する証明書並びに就職に関する推薦書をいうものとする。
- (4) 本学が実施する試験で不正行為を行った学生に対する当該授業科目の受験及び当該学期の授業科目の受験の取扱いは、上越教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第70号）第18条及び上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第18条の定めるところによるものとする。

3 第6条関係

- (1) 行為の悪質性は、行為の態様、行為に至る動機及び故意又は過失等の学生の主観的態様並びに過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。
- (2) 結果の重大性は、被害者に与えた損害の程度（人身損害、物的損害等）並びにその行為が他の学生及び社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。
- (3) 懲戒の量定に当たっては、過去の懲戒例を参考とするものとする。
- (4) 犯罪行為にあつては、刑事起訴の有無を絶対的な基準としないものとする。

4 第7条関係

- (1) 職員は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号）第26条第1項及び第2項、国立大学法人上越教育大学職員再雇用規程（平成18年規程第6号）第14条、国立大学法人上越教育大学臨時職員就業規程（平成16年規程第36号）第6条並びに国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程（平成16年規程第37号）第30条の規定に従い、学生の懲戒に関し職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

5 第14条関係

- (1) 対象学生が、懲戒処分書の受け取りを拒否した等の事由により交付できない場合は、当該処分書を内容証明郵便により送付し、送達された日をもって交付したものとみなすものとする。
- (2) 懲戒処分書の交付を受けるべき学生の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示する

ことにより、懲戒処分意思表示を行う。この場合において、同条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(3) 懲戒処分書における教育的指導として学長が必要と認める場合は、ボランティア活動等を課すことができる。

(4) 学長は、当該学生に懲戒処分書を交付したときは、必要に応じて当該学生の父母又は配偶者等に通知するものとする。

6 第16条関係

(1) 停学及び謹慎の期間の初日は、時間にかかわらず1日として計算するものとする。

7 別表関係

(1) 「本法人等の構成員」とは、役員、職員、学生その他本法人等において教育研究、学業等に従事するすべての者をいうものとする。

附 記

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附 記（平成22年1月13日）

この指針は、平成22年4月1日から実施する。

附 記（平成27年3月20日）

この指針は、平成27年4月1日から実施する。

附 記（平成28年3月21日）

この指針は、平成28年4月1日から実施する。

附 記（平成28年7月20日）

この指針は、平成28年7月20日から実施する。

附 記（平成30年3月23日）

この指針は、平成30年4月1日から実施する。

附 記（平成30年7月25日）

この指針は、平成30年7月25日から実施する。